

【参考 ①】令和7年度からの変更点


令和7年度	令和8年度
<p>《事業者登録届出書について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「様式第1号」または「様式第1号の2」で提出が可能。 ・登録された事業者は本市ホームページで公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・ペーパーレス推進の観点から、<u>原則として「様式第1号の2」を使用</u>すること。 ※「様式第1号」で提出する場合は、従来どおり滞納のない証明書の添付が必要。 ・届出書を提出し登録された事業者は、本市のホームページにおいて事業者名・住所・電話番号等を公開。 ※ホームページについては、登録毎に更新予定。
<p>《補助金申請書について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「様式第2号」で提出する場合は、従来どおり滞納のない証明書の添付が必要。 ・「様式第2号の2」で提出する場合は、滞納のない証明書の添付が不要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度同様、「様式第2号」と「様式第2号の2」の提出が可能。 ・ペーパーレス推進の観点から、<u>原則として「様式第2号の2」を使用し、滞納のない証明書の添付は必要がある場合のみ添付</u>すること。 ※「様式第2号」で提出する場合は、従来どおり滞納のない証明書の添付が必要。
<p>《見積書について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手数料、保証料、福利厚生費等は補助対象外。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象外の内容について変更はないが、<u>補助金申請手数料等、補助金の申請書類の作成・提出代行費を含む見積書は申請を受け付けない。</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>令和8年1月1日施行の行政書士法改正により、補助金申請書類の有償による作成・提出は、法令上取り扱いに定めのある業務となります。本補助金では適正な制度運用の観点から、申請代行費用が含まれる見積書は受け付けることができません。</p> </div>
<p>《申請締め切りについて》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業着手45日前までに申請。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は、事業着手<u>30日前</u>までに申請。

【参考 ②】 提出書類等注意事項

項目	種類	内容
事業者登録	登録事業者 届出書 ※事業者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、様式第1号の2でのご提出をお願いします。 ・様式第1号で提出する場合は、滞納のない証明書を添付してください。
交付申請	補助金等交付 申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、様式第2号の2での提出をお願いします。 ・様式第2号で提出する場合は、滞納のない証明書を添付してください。
	滞納のない 証明書 ※必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納のない証明書を添付する場合は、<u>申請書を提出する日から遡って3か月前以内に取得したものを添付してください。</u>【例】4月3日に取得したもの→7月3日まで提出可能
	所有者が分かる 書類	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税課税台帳（名寄帳）、登記事項証明書、納税通知書の写しなど、所有者が分かる書類が1つ必要です。 ・固定資産税課税台帳（名寄帳）は、内容が<u>令和8年度のもの</u>を添付してください。 ・登記事項証明書は、<u>申請書を提出する日から遡って3か月以内に取得したものを添付してください。</u> ・納税通知書の写しを添付する場合は、必ず所有者が載ったページをコピーしてください（【参考 ④】「納税通知書の写し（参考）」）。 ・申請時点で、申請者本人又は二親等以内の親族が所有していない住宅は、補助対象外となります。<u>登記等の手続き完了後、提出してください。</u> ・法人名義が所有している場合は補助対象外です。
	事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の事業者に工事を依頼する場合は、施工業者欄に複数の事業者名を記載してください。その場合、全ての事業者が登録事業者である必要があります。 ・なお、複数の事業者に依頼する場合は見積書や領収書も複数の事業者から提出してもらう必要がありますので御注意ください。
工事見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の事業者に工事を依頼する場合は、施工業者欄に複数の事業者名を記載してください。その場合、全ての事業者が登録事業者である必要があります。 ・なお、複数の事業者に依頼する場合は見積書や領収書も複数の事業者から提出してもらう必要がありますので御注意ください。 	

項目	種類	内容
交付申請	工事予定箇所の写真	<ul style="list-style-type: none"> ・別添「【参考 ⑤】「工事写真（見本）」」を参考に提出してください。 ・施工箇所がはっきり確認できるように、カラーで撮影してください。 ・施工前の工事箇所全体が映るように写真を撮ってください。例えば、窓の施工等でカーテンが閉まっているものや物が置いてあって確認できない場合、写真が近すぎたり暗すぎる場合は再提出をお願いする場合があります。 ・写真等は、A4用紙等に貼付した上で提出してください。なお、どの写真がどの施工箇所であるかが分かるように、提出書類に必ず記入してください。 ・屋根等、施工前に写真の撮影が難しい場合は取れる範囲で撮ってご提出ください。 施工直前に工事前の写真を撮っていただき、実績報告の際に施工後の写真とあわせてご提出ください。
	平面図 立面図	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の部屋の形を変更したり、新たに壁を作ったりする場合は、現状の図面に加えて、完了後の図面を必ず提出してください。 ・外壁塗装及び屋根塗装については、塗装部分の寸法が入った図面を提出してください。寸法がない場合は、再提出をお願いします。
	住宅等の付近見取図 及び外観写真	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着工前及び着工後に、市が業務委託している建築士会の建築士が、現地確認に伺います。建築士が申請された住宅に行く場合に必要となりますので、住宅周辺のゼンリン地図やグーグルマップ等の地図を添付してください。 ・申請された住宅等を間違えないようにするため、敷地の入り口から撮影した外観写真を添付してください。 ・外観写真は、直近のもの（現状の住宅と相違のないもの）を添付してください。
	委任状 ※必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金を申請するにあたって、委任状を添付することで、事業者や御家族等が申請書を提出するなど、申請者の代わりに手続きを行うことができます。 ・手続きに関する権限の委任を施工業者等が受けている場合でも、委任者の住所・氏名欄等につきましては、自署以外の場合は申請者本人の押印が必要です。 ・申請時点で委任状を提出している場合は、実績時の委任状の再提出は不要です。 ・委任状が出ていない場合は、申請者以外からの提出は受理できません。
	転居に関する誓約書 ※必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時点で居住していない住宅でも、実績報告書提出時まで転居・転入及び転居・転入の手続きを行う場合は、転居に関する誓約書を添付することで、リフォーム補助金の対象住宅となります。 ・実績報告書提出時点で転居・転入の事実が確認できない場合は、補助金の対象外となります。
	太陽光発電システム等設置工事に係る誓約書（蓄電池含む） ※必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム及び蓄電池に関する工事の場合は、誓約書が必要になります。 ・一部でも電力会社等への売買を行う場合は、太陽光発電システム及び蓄電池等の本体代金は対象外となり施工費のみが補助対象となりますので御注意ください。

項目	種類	内容
変更 (廃止) 申請	変更(廃止) 申請書 ※必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定額の増額変更を伴う場合や、工事金額の増減割合が30パーセントを超える場合、その他工事内容が変更した場合は、変更申請が必要です。 ・ 商品の型番変更についても、変更申請の対象となります。 ・ 交付決定額が増額になるにもかかわらず、変更申請を提出していない場合、増額分は補助金の対象外となりますので御注意ください。 ・ 工事を中止するなど、申請を取り下げの場合は、廃止申請が必要となります。 ・ 追加等の変更申請を提出された場合は、再度現地確認が必要となる場合があります。 ・ 追加分の工事は、市から「補助金等変更交付決定」が届いてから着工してください。
	変更事業計画書	・ 廃止(取り下げ)の場合は不要ですが、 変更の場合は提出が必要です。
	収支予算書	・ 廃止(取り下げ)の場合は不要ですが、 変更の場合は提出が必要です。
	見積書	・ 廃止(取り下げ)の場合は不要ですが、 変更の場合は提出が必要です。
	工事予定箇所の写真	・ 廃止(取り下げ)の場合は不要ですが、 追加工事等の変更の場合は提出が必要です。
実績報告	請求書	・ 申請時に提出した見積書と比較して工事金額に増減がある場合、どの部分にいくら増減があるか分かるように記載をお願いいたします。
	領収書 (支払いの確認ができるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、「会社印」及び「収入印紙」の両方が揃っていないものは不可です。 ・ 領収書を電子発行した場合などの、収入印紙が不要な場合は会社印のみでかまいませんが、不要となる理由の記入が必要です。 ※以下の場合、収入印紙の貼付は不要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座振込及び口座引落の場合。 ・ PDF等の電子ファイルを電子メール等で送付するなど、電子的な方法によって発行した場合。 ・ クレジットカード等のキャッシュレス決済を行った場合。 ・ その他、収入印紙が不要と認められる場合。
実績報告	完工証明書 ※必要な場合	・ 「領収日」が「工事完了日」より前の日付である場合、工事完了日を証明する完工証明書が必要です。
	施工後の写真	・ 別添「【参考 ⑤】「工事写真(見本)」」を参考に、 着工前の写真と同じアングルで撮影してください。 ※その他は「工事予定箇所」と同様の内容です。
	補助金等交付請求書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の振込口座は、申請者本人以外の口座は指定できません。 ・ 農業協同組合の金融機関名は、「宮崎県農業協同組合」と記入してください。「都城農業協同組合」では受理できません。

項目	種類	内容																
書類の訂正方法		<p>1 訂正署名</p> <p>申請書等に署名した場合の記入誤り等は、以下の手順で訂正してください。</p> <p>(1)間違えた箇所に二重線を引く 【記入例】</p> <table border="1" data-bbox="911 286 1407 481"> <tr> <td>申請日</td> <td>令和2年10月10日</td> </tr> <tr> <td>交付決定日</td> <td>令和2年10月19日 令和2年10月20日</td> </tr> <tr> <td>着手日</td> <td>令和2年10月21日</td> </tr> <tr> <td>完了日</td> <td>令和2年12月31日</td> </tr> </table> <p>(2)その上に正しい文言を書く</p> <p>(3)その隣にフルネームを小さく署名</p> <p>2 訂正印を使用する訂正</p> <p>(1)間違えた箇所に二重線を引き、その上に訂正印を押印する。</p> <p>(2)その上に正しい文言を書く</p> <p>(3)申請者欄に同じ印鑑で押印する</p> <p>申請者 住所：都城市姫城町6街区21号 氏名：出路 太瑠</p> <p>【記入例】</p> <table border="1" data-bbox="916 797 1404 987"> <tr> <td>申請日</td> <td>令和2年10月10日</td> </tr> <tr> <td>交付決定日</td> <td>令和2年10月19日 令和2年10月20日</td> </tr> <tr> <td>着手日</td> <td>令和2年10月21日</td> </tr> <tr> <td>完了日</td> <td>令和2年12月31日</td> </tr> </table> <p> 同じ印鑑</p>	申請日	令和2年10月10日	交付決定日	令和2年10月19日 令和2年10月20日	着手日	令和2年10月21日	完了日	令和2年12月31日	申請日	令和2年10月10日	交付決定日	令和2年10月19日 令和2年10月20日	着手日	令和2年10月21日	完了日	令和2年12月31日
		申請日	令和2年10月10日															
交付決定日	令和2年10月19日 令和2年10月20日																	
着手日	令和2年10月21日																	
完了日	令和2年12月31日																	
申請日	令和2年10月10日																	
交付決定日	令和2年10月19日 令和2年10月20日																	
着手日	令和2年10月21日																	
完了日	令和2年12月31日																	

【参考 ③】対象工事一覧

●注意事項

- ・下の表は、対象工事の一部です。対象に含まれるか不明な場合は、必ず商工政策課へお問い合わせください。
- ・工事総額（保証料や福利厚生費の対象外経費を除く）が20万円以上の工事からが対象になります。
- ※対象外経費…保証料、福利厚生費、労災保険費、九電申請費、火災警報器（設置費含む）など**
- ・工事にあたっては、建築基準法等各種法令を遵守してください。建築確認申請等の法令に基づいた申請が必要な場合、申請を提出していない施工は対象外となります。
- ・外構工事において、新築かどうか疑義が生じた場合は、建築確認申請の検査済証又は建築対策課への確認に対する同意書等の提出を求める場合があります。
- ・解体のみの施工や、撤去のみの施工は対象外です。

●対象工事一覧

施工場所	内容	注意事項
室内全般	床板、クロス、天井の張替え	
	畳の交換及び修繕	下地改修（防腐、防虫シート等の施工）を伴う場合のみ対象
	障子、網戸、ふすまの交換及び補修	
	手すり、スロープ等の設置	市の他の補助を申請する場合を除く
窓	二重窓の設置	
	サッシの交換	
	窓の交換	
	雨戸の設置、修繕及び交換	
	面格子の設置、修繕及び交換	
浴室	ユニットバスの入替	
	浴室乾燥機等の設置及び入替	
トイレ	トイレの入替	電気工事を伴わない、ウォシュレットのみの交換は対象外
洗面・脱衣所	洗面台の新設、修繕及び交換	
キッチン	キッチン入替	
	I Hクッキングヒーター設置	ビルドイン式のみ対象
	食器洗い乾燥機の新設、修繕及び交換	ビルドイン式のみ対象
玄関	玄関塗装、サッシ入替等	
	玄関サッシ錠取替	
シロアリ工事	シロアリ防除工事	シロアリ被害部分の改修や補強工事を伴う場合のみ対象
エアコン	エアコンの新規設置	<u>交換は対象外</u> 。新規設置の場合は、設置に関する内装工事等を伴った場合のみ対象

施工場所	内容	注意事項
給湯器	給湯器の交換	
太陽熱温水器	太陽熱温水器の交換及び新設	
蓄電池	蓄電池の新設及び交換	一部でも売電する場合は、本体金額は対象外
外壁	外壁塗装	
	外壁補修	
屋根	屋根塗装	
	瓦の葺き替え、瓦止め、コーキング等	瓦を全部外して、下地の補修及び交換等があった場合、建築確認申請の可能性があります。
	雨どいの交換	
テラス	テラスの取替、補修及び新設	建築確認申請等の法令に基づいた申請が必要な場合、申請を提出していない施工は対象外。 原則、テラス屋根等でポリカーボネート等を使用する場合は、国交省の防火認定されているものが対象。
デッキ	ウッドデッキ取替及び新設 既設のデッキ改修	建築確認申請等の法令に基づいた申請が必要な場合、申請を提出していない施工は対象外。
外構 ※建築確認申請の確 認済証発行日から1 年を経過していない 新築住宅について、 初めて行う外構工事 は対象外	門、塀、柵の改修又は設置	
	コンクリート打設	
	砂利敷き	
	防草シートの設置	砂利敷き等に付随する工事であれば対象。 防草シートを設置するのみは対象外。
	人工芝の設置	置くだけでなく、しっかり地面に固定し、現状の地面の状態の改良に繋がるものは対象。
車庫	車庫の塗装、修繕	建築基準法にのっとった仕様の車庫が対象。
	カーポートの新設、修繕	建築確認申請等の法令に基づいた申請が必要な場合、申請を提出していない施工は対象外。
倉庫	倉庫の新設、修繕及び交換	基礎工事を伴うものが対象。建築確認申請等の法令に基づいた申請が必要な場合、申請を提出していない施工は対象外。
浄化槽 下水道等切替え	浄化槽から公共下水道及び農業集落排水への切り替え	市の他の補助を申請する場合を除く
	汲み取り式便所から公共下水道及び農業集落排水への切り替え	市の他の補助を申請する場合を除く
	浄化槽の交換及び修繕	
増築	増築工事	建築確認申請等の法令に基づいた申請が必要な場合、申請を提出していない施工は対象外。

施工場所	内容	注意事項
店舗兼住宅	店舗兼住宅にかかる工事	店舗部分と住宅部分におけるそれぞれの床面積を算出し、自宅部分の床面積の割合に応じて補助金を交付。 店舗部分のみの施工は対象外。 住宅部分のみの施工は、案分は不要とし、全て対象工事とみなす。
二世帯住宅	二世帯住宅にかかる工事	風呂やトイレ、台所といった設備が独立して、生活様式が完全に分離している事が明確な場合のみ、二世帯住宅としてそれぞれ申請する事が可能。 屋根や外壁等の工事をする場合は、面積の割合のわかる書類（図面等）を提出していただき、その割合に応じて、それぞれの補助割合を算出。
施工業者本人の所有する住宅	施工業者本人の所有する住宅	施工業者が自分の住宅を工事する場合、金額の比較や妥当性の判断をするため、他社の見積書の提出を求める可能性あり。
防犯関連	既存ガラスから防犯ガラスへの交換	
	防犯砂利の設置	
	防犯カメラの新規設置及び交換	交換については、電気工事等を伴わないものは対象外。
	防犯カメラ監視用モニターの新規設置及び交換も含む。	交換については、電気工事等を伴わないものは対象外。
	窓ガラスへの防犯フィルムの貼付	CP マーク※認定があるものなど、防犯のためのフィルムであることが証明できるものが必要。
	防犯センサー（人を感知して光ったり音が鳴るもの）の新規設置及び交換	交換については、電気工事等を伴わないものは対象外。
	SECOM や ALSOK 等のホームセキュリティーサービス導入に伴う工事	
その他防犯と認められる工事		

※CP マーク…警視庁により公表されている「防犯性能の高い建築部品の目録」に掲載されている商品。様々な侵入攻撃に対して5分間以上防御することが可能であるか、警察庁が実際に試験してクリアしたものだけが使用できるマーク。

【参考④】 納税通知書の写し（参考）

○以下の部分のコピーを提出してください。

- ・横長の通知の場合（表紙に「都城市 固定資産税 都市計画税 納税通知書」の記載があるもの）

通知書番号 令和7年度 土地家屋課税明細書 3枚目

家屋	所在地名	地番 床面積(m ²)	家屋番号 評価額(円)	建築年 種類	構造 種類	特例 非課税	固定課税標準額(円)	新築軽減税額(円)	固定相当額(円)
土地	所在地名	地番 現況地積(m ²)	評価額(円)	小規模 一般	特例 非課税	固定課税標準額(円) <td>前年度固定課税標準額(円) <td>固定相当額(円) </td></td>	前年度固定課税標準額(円) <td>固定相当額(円) </td>	固定相当額(円)	

所有者の氏名

所有している家屋・土地

土地や家屋を複数所有している場合は、3枚目以降にも記載があります。該当する家屋が記載されているページのコピーを提出してください。

明細書の見方が家屋については4枚目、土地については5枚目の裏面に記載されています。この明細書の再交付はできませんので、大切に保管してください。

- ・はがきの通知の場合

令和7年度 固定資産税 都市計画税 納税通知書(口座振替用)

通知書番号	区分	固定資産税	都市計画税
課税標準額	土地	円	円
	家屋	円	円
	償却資産	円	円
	合計①	円	円
税率②		100分の1.4	100分の0.3
算出税額③ (①×②)		円	円
減免税額④		円	円
新築軽減税額⑤		円	円
共用按分税額⑥		円	円
年税額⑦ (③-④-⑤+⑥)		円	円
年税額合計 (⑦固定資産税+⑦都市計画税)		円	円

上記のとおり賦課決定しましたので、通知します。

宮崎県 都城市長

次の各納期ごとの税額をあなたの指定した口座から振替日に振り替えます。

期別	税額	納期限(振替日)	指定の預金口座
第1期	円		金融機関名等
第2期	円		
第3期	円		口座名義人
第4期	円		様

令和7年度 土地家屋課税明細書

通知書番号 所有者の氏名

通知書番号	所在地名	地番 床面積(m ²)	家屋番号 評価額(円)
所在地名	地番 現況地積(m ²)	家屋番号 評価額(円)	現況(台帳)地目

所有している家屋・土地

明細書の見方がこのはがきの裏面に記載されています。